

# (案)

## 胎内市生涯学習施設整備事業 設計業務に関する基本協定書

胎内市（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受託者」という。）は、次のとおり胎内市生涯学習施設整備事業設計業務に関する協定を締結する。

### （総則）

第1条 本協定は、胎内市生涯学習施設整備事業設計業務委託（基本設計）（以下、「当初業務」という。）及び胎内市生涯学習施設整備事業設計業務委託（実施設計）（以下、「契約予定業務」という。）の契約に当たっての条件等について、基本となる枠組みを定めるものである。

2 発注者及び受託者は、双方合意の上、本協定に基づき当初業務及び契約予定業務の契約を履行する。

### （本協定の対象業務等）

第2条 本協定で定める対象業務は次に掲げる業務とする。ただし、契約予定履行期間は、変更する場合がある。

(1) 胎内市生涯学習施設整備事業 設計業務委託（基本設計）

契約予定履行期間：令和8年4月～令和9年3月

(2) 胎内市生涯学習施設整備事業 設計業務委託（実施設計）

契約予定履行期間：令和9年4月～令和10年1月

2 本協定対象業務の内容は、発注者が作成した胎内市生涯学習施設整備事業設計業務委託公募型プロポーザルに関する要領書及びその添付資料等によるものとする。

3 契約予定業務の契約金額は、受託者が提出した参考見積書の金額を超えない範囲において、発注者及び受託者が協議して決定する。

### （本協定の有効期限等）

第3条 本協定の有効期限は、前条に規定するすべての業務が完了した日とする。

2 本協定は、前項に定める期限内において、業務委託契約を締結していない期間においても有効とする。

(業務委託契約の締結)

第4条 発注者及び受託者は、本協定締結後速やかに、当初業務の業務委託契約を締結するものとする。

- 2 発注者及び受託者は、本協定に定める条件により、契約予定業務の業務委託契約を締結する。
- 3 発注者は、契約予定業務の契約締結にあたっては、契約締結の7日前までに履行期間及び支払条件について受託者に通知するものとする。

(協定の解除)

第5条 発注者及び受託者は、本協定に基づき、当初業務及び契約予定業務の契約を履行するものとし、次に掲げる場合を除き、本協定を解除できない。

- (1) 契約予定業務の契約締結前において、発注者の責に起因し、本協定を解除する場合
- (2) 契約予定業務の契約締結前において、受託者の責に起因する理由で、契約予定業務の内容に適合した履行がなされない状況にあると発注者が認める場合
- (3) 胎内市議会において、契約予定業務に関する予算の議決がされなかった場合
- (4) 前3号に掲げる場合以外で、正当な理由により本協定を解除する場合なお、この場合の取扱いについては、発注者及び受託者が協議して定める。

(補足)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、発注者及び受託者が協議して定める。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、発注者、受託者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年〇月〇日

発注者 住所

氏名

受託者 住所

氏名